



特殊車両取締を行いました

くぬぎつか

5月27日(火)、国道13号南陽市柵塚駐車帯にて特殊車両の違反取締を行いました。米沢警察署の協力のもと、東北総合通信局の違法無線取締と山形運輸支局の過積載取締も同時に行われました。ドライバーの法令遵守の意識を高めるとともに、道路の保全と交通の危険防止を図るため、随時指導取締を実施しています。

※写真の車両と違反車両は関係ありません



▲マットスケールに車体をのせ総重量を測定します



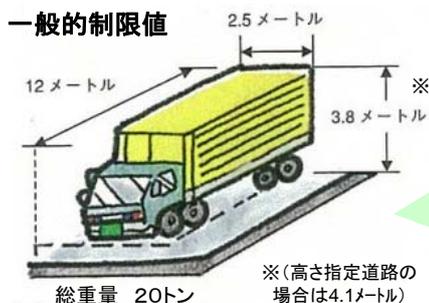
▲車体の高さ・幅・長さを測定します



▲マットスケール



▲重さが表示されます



1つでも越えれば
特殊車両通行許可
が必要です

許可をとっていなかったり違反して通行した場合、6ヶ月以下の懲役や100万円以下の罰金を科せられることがあります。この罰則は運転手だけでなく、事業主にも科せられます。ルールを守って安全な通行にご協力をお願いします。

詳しくは、
山形河川国道事務所 特殊車両窓口まで
☎023-689-0531

車検証・通行許可書の確認

- ◎車検証内容と実測した値が
あっているか
- ◎許可された経路・時間帯を
走行しているか
- ◎許可されたトラクタとトレー
ラーの組み合わせで走行して
いるか



取締結果

調査台数 11台 (昨年8台)
(11台中特殊車両は5台)

違反台数 3台 (昨年3台)
(特車の申請をしていない無許可車)

※違反車両には、
指導警告書が発行されました。

違反車両が道路に及ぼす影響



国土交通省 山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2
TEL 0238-37-5300
FAX 0238-37-5303

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchou/yoneiji/>



道路の異常を発見したら、**道路緊急ダイヤル(無料) #9910** へお知らせ下さい!